

## 水道事故等発生時の行動指針

### 1 目的

八戸圏域水道企業団（以下「水道企業団」という）において、市民生活に多大な影響が生ずる水道事故（以下「水道事故等」という）が発生した場合には、市と水道企業団が連携し迅速で的確な対応をすることを目的に、この行動指針を定める。

### 2 定義

水道事故等とは、水道施設の事故により大規模な断水の発生が予測される事故や利用者の健康被害などが予測される事故をいう。

### 3 初動体制

水道事故等が発生した場合には、水道企業団からの通報により、直ちに初動の体制を整える。

- (1) 災害対策本部に準じた水道事故対策本部を設置し、すみやかに必要な対策を実施する。
- (2) 水道事故対策本部は、災害対策本部の本部長、副本部長、本部員等で組織する。
- (3) 水道企業団へ職員を連絡員として派遣する。
- (4) 職員の動員体制等は、別紙「水道事故等発生時の職員の動員体制及び行動要領」による。
- (5) 水道事故対策本部は防災担当部署が運営する。

### 4 連携体制

水道事故等が発生した場合には、住民などへの対応を迅速に行う必要があるため、次のとおり水道企業団と連携する。

- (1) 水道企業団に派遣された連絡員は、水道事故等に関する情報を収集し水道事故対策本部に報告する。
- (2) 水道企業団から支援の要請を受けた場合には、八戸市地域防災計画に基づき、必要な支援をする。
- (3) 平常時から別表に掲げる規定などを水道企業団と共有する。

### 5 災害時要援護者などへの対応

応急給水拠点で給水を受けられない災害時要援護者などに対しては、地域支援者や民生委員などと連携し、次のとおり対応する。

- (1) 断水が発生した地域内の災害時要援護者などの特定
- (2) 災害時要援護者などの状況確認及び事故情報の提供
- (3) 個別給水が必要と認められる者への給水
- (4) 通常の状態の維持に必要な措置など

### 6 広報支援

水道企業団から住民などへの広報の支援要請を受けた場合、もしくは連絡員からの情報により水道企業団のみでは断水が発生する地域の住民などへの広報が十分でない判断した場合には、次のとおり広報を実施する。

- (1) 市広報車及び防災行政無線による広報
- (2) 消防本部及び消防団の車両による広報の実施要請
- (3) 防犯・交通安全関係団体への車両による広報の実施要請
- (4) 自主防災組織、町内会等地域の組織を通じた情報伝達
- (5) ほっとスルメールによる情報提供
- (6) 市ホームページによる情報提供など

7 給水支援

水道企業団から応急給水拠点に関する支援の要請を受けた場合には、次のとおり支援を実施する。

- (1) 市有公共施設等での応急給水拠点の開設
- (2) 応急給水拠点での住民などへの情報提供
- (3) 応急給水拠点から水を運搬することが困難な者に対する運搬支援など

8 自衛隊派遣要請

水道事故等により市内の広範囲で長期間にわたり断水が継続すると予測され、構成市町や関係団体の支援を受けても水道企業団としての対応が不足する場合には、水道企業団と協議し、青森県知事に自衛隊の派遣要請をする。

9 行動要領

本行動指針で定める各行動の実施手順等については、八戸市地域防災計画の各部の分担事務に準じて実施する。

附 則

この行動指針は、平成 21 年 6 月 18 日から実施する。

【別表】 平常時の情報共有

項目	区分	名称・内容等
規定、マニュアル関係	水道企業団	・災害対策規定 ・災害対策マニュアル
	市	・八戸市地域防災計画 ・水道事故等発生時の行動指針
災害時要援護者関係	市	・地区毎の人数
広報関係	市	・防災無線設置箇所 ・防災無線広報フロー ・ホームページ掲載フロー ・ほっとスルメールによる情報提供フロー
	市 水道企業団	・広報車の台数
	水道企業団	・水道事故等の情報を提供する報道機関名
給水地域関係	水道企業団	・市内水系図、水系フロー図
応急給水関係	水道企業団	・応急給水拠点リスト ・給水車の台数
	市	・避難所一覧